

## 介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算【見える化要件】について

令和6年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等

支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当事業所では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、

事業所において加算の算定要件を満たしていることから、介護職員等処遇改善加算Ⅰを取得しております。

介護職員等処遇改善加算（ⅠまたはⅡ）の算定要件のひとつ「見える化要件」について、加算の算定状況および職場環境等の改善に係る取組内容を

ホームページへの掲載等により公表することが求められていることから、以下のとおり公表いたします。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li><li>他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li><li>職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</li></ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li></ul>
両立支援・多様な働き方の推進・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談	<ul style="list-style-type: none"><li>子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のために休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li><li>職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非常勤職員から正規職員への転換の制度の整備</li><li>有給休暇が取得しやすい環境の整備</li></ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li></ul>
生産性向上のための業務改善	<ul style="list-style-type: none"><li>5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li></ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li><li>地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li><li>支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li></ul>